

台風時等における生徒の登下校と授業実施について

1. 始業時前に、津市及び居住地域に「特別警報（大雨・暴風・大雪）」・「暴風警報」または「暴風雪警報」が発令されている場合

(1) 生徒は自宅待機とする。

(2) 午前 11 時(午前中授業の日は午前 9 時)までに津市に発令された特別警報・暴風警報・暴風雪警報が解除された時は、解除時刻の約 2 時間後を目処に当日の授業を開始するので、充分気をつけて登校する。

※但し、次に該当する生徒の登校については以下のとおりとする。

① 津市以外に居住する生徒の地域に特別警報・暴風警報・暴風雪警報が発令されている場合は、警報が解除されるまで自宅待機とする。

② 登校に危険が予想されたり、交通事情の著しく悪い生徒は、登校しなくてもよい。

(3) 午前 11 時(午前中授業の日は午前 9 時)においてもなお津市の特別警報・暴風警報・暴風雪警報が解除されない場合は当日の授業は中止し、休校とする。

2. 登下校中に特別警報・暴風警報・暴風雪警報が発令された場合

発令がわかった時点で、自宅に帰り待機することを原則とするが、帰宅するよりも学校に登校の方が安全と判断する場合は、学校で待機すること。

なお、登下校には充分安全に留意すること。

3. 始業後、津市に特別警報・暴風警報・暴風雪警報が発令された場合

原則として授業を中止し下校の指示を行うが、状況に応じて校長の指示により適切な処置をする。ただし、公共交通機関の不通等により帰宅できない場合は、学校で待機する。

なお、津市以外に特別警報・暴風警報・暴風雪警報が発令された場合は、状況に応じて校長の指示により適切に対応する。

4. 考査期間中に警報等により休校となった場合の試験について

考査期間中に休校となった場合、実施できなかった科目は、予定されていた考査日以降の別日に設定するなどの措置を行う。休校日以外の考査期間に実施する日程、科目は原則変更しない。(日程をずらさない。)

5. その他

(1) 休日及び休業中の課外・補習・部活動等も上記に準じる。

(2) 「津波警報」が発令された場合は、上記に準じ運用する。

(3) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発令時は 1 週間の臨時休業を基本として対応する。

(4) 警報等の発令がない場合においても、登下校に安全が確保されないと判断する場合は、自宅待機とする。